（郵電局認可）

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

時事新報定價（明治十九年十月一日改定）

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

時事新報紙ハ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ本文定價ノ外二箇月分廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料商金一行ニ付

	一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
	一行	五十行	錢	錢	錢
商	五十行	十	入	七	八
自	三十行	九	錢	錢	錢
三十一行以上		八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

第千四百二十七號

明治十九年十一月八日　月曜日
書丙戌十月十三日　㊐（壬申）

日出入　日出午前六時三十分　入午後五時十八分
月出入　月出午後三時十六分　入午前二時四十三分
満潮　午前三時零分　午後三時三十一分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報

内外商人の交際

開港以來内外國人の商賣上に相接すること日已に久しと雖も今商賣の事を離れて一個人々毎常の交際を見れば兩情互に冷淡にして親ること猶ほ路人の如き者少からず蓋し我商人は昔年我國人が未だ外國の事情に通せず外國人と親れば一概に之を異人夷狄と擯斥したる頃の感觸を失はずして今日に在ても外國商人と云へば一種特別、唯商賣の相手にして商用の事を談するに過ぎず苟も商賣取引金錢以上の交際に至りては甚だ冷淡なるのみならず或は竊に之と異類視して相遠ざからんとするの内情あるに非ず又外國人の方にては常に居留地内に蟄居して温厚優美なる日本の紳士紳商に接するの機会を偶ま親近の端を開くものは概ね紳士の資格を乏し況商人共なれば一般の日本人に對して何とかく疑念を抱き商品を取引すれば若しや贋物には非ずやと思ひ金錢上の事を依托すれば或は欺かれんことを恐れ疑心暗鬼として内外兩國人の間にたなびき双方相對して其心相の眞面目を辨ずる能はざるが如き趣なるは蓋に忌はしき事共なり斯かる事の有樣にて居留外國人は日本内地に商利の奪いしきものあるを知れども畢竟其香餌に釣られて其身代を賭するの危險もなる可し抔として兎角居留地外に出づるの念なきが如し又内地雜居と實行するに就き直接に利益と感するものは今の居留外國人なるが故に商賣倉儲の目的を以て歐米諸國より我國に來住するものは第一番に之を賛成の意を表し本國政府を促して早く日本に雜居するやうの運びに至ることを勉む可き筈なるに今日まで左る痕跡さもなく治外法權、内地雜居等の議論惡と聞て徐り其感覺を刺激せず寧ろ之を忌避するが如き有樣なるは是れ將た如何の次第なるや蓋ふに居留外國人は日本内地の事情を知らず一般人民の恐慌を知らず憂心に丈六の睛鬼を畫て獨り自ら震慄し危邦には入らず抔の嘆を發するもの少なからざるが故なる可し顧みて日本商人の方を見るに開港場の商人は姑く暫く少し内地に踏み入りて彼の生糸荷主抔の類に至るまで一方に割據して年々許多の商品を取引するも猶ほ未だ其荷主なるものが取引先きの外國人に接せざるは勿論或は外國人の言語容貌さへ審にせざるもの多きことあらん現に上州信州邊の生糸荷主にも此流の人少からざる程にして從來日本内地より横濱其他の開港場に輸送し來るに外國人に其人物を知るの機なく隨て荷主を信用せず亦隨て商品をも信用せざるに至る其不便利測り知る可らず國て今此弊と一掃して内外商人の交際を開き双方相知りて商賣上の信用をも固うするの策は如何と尋ねれば我輩の所見に今後内地の商人が勉めて外國人と音問交際するの端を開くとして横濱又は東京に於て年々四季或は二期に内外商人の大親睦會を催ふすとも亦其一策なりと信ずるあり斯くて内外の諸商人、類を以て此大親睦會に集まり滿堂の春風和氣靄々たる其中に新知己の面を識り舊知己の交を温め或は一談笑に線を以て今後親交の端を開き内外商人の間に商賣上と離れて一種私交の親密を生ずる時は其交誼に對しても商賣上の德義に欠けたるやうの不都合を生せず双方の信用を固うする漆膠窗からざるのみ無らず讀者諸君も定めて記憶せるあらん先年横濱に於て生糸取引上内外商人の間に紛紜を生じ日本商人の方にては商權回復と稱して一時商品の取引を中止せる翌々朔々の其結局餘り好結果を得ずして事濟みたるとありし、此紛紜の原因を遡れば内外商人互に情を知らず商賣上を離れて双方の情理を識和するの機會少なかりしが故に歸せざるを得ず今や内地雜居の事も遠かからざるに當り内外商人商賣上に相觸るゝの場合はまも〳〵繁多なる可きに其商人同士の交際甚だ以て疎遠なるは何れの點より考ふるも事の宜しからざるものなり非ず左れば我輩が内外商人に向て特に其交際と親密とする必要を說くは今日の事情實に已むを得ざる事ありと信ずるなり

官報

○勅令

朕中央衛生會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年十一月四日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵山縣有朋

勅令第六十九號

中央衛生會官制

第一條　中央衛生會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ各省大臣ノ諮詢ニ應シ公衆衛生獸畜衛生ニ關シテ意見ヲ述ベ及其施行方法ヲ審議ス○第二條　中央衛生會ハ各省主管事務中衛生ニ關スル事項ニ就テハ其主任大臣ニ建議スルコトヲ得○第三條　中央衛生會ハ衛生各般ノ事項ヲ警視總監北海道廳長官及府縣知事ニ諮問シ或ハ臨時會員ヲ各地方ニ派遣シテ檢察セシムルコトヲ得○第四條　中央衛生會議事規則ハ該會ニ於テ之ヲ議定シ内務大臣ノ認可ヲ請フヘシ○第五條　中央衛生會ニ職員ヲ設クルコト左ノ如シ

會長　内務次官ヲ以テ之ニ充ツ
委員　左ノ各官ヲ以テ之ニ充ツ
陸軍省醫務局長　海軍省衛生部長　宮内省侍醫局長官　帝國大學醫科大學長　警視總監　東京府知事　内務省衛生局長　内務省警保局長　内務省參事官　二人　其他醫師七人獸醫二人及化學家二人ヲ以テ委員トス
臨時委員　幹事　内務省衛生局長ヲ以テ之ニ充ツ
書記

第六條　會長ハ本會議事規則ニ依リ議事ヲ整頓シ其議定セシモノヲ内務大臣及主任大臣ニ具申ス○第七條　會長事故アルトキハ開會當日ノ上席ノ人ヲシテ其事務ヲ代理セシム○第八條　委員中醫師獸醫化學家内務省參事官及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス○第九條　幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス○第十條　書記ハ判任トシ會長之ヲ任免ス上官ノ指揮ヲ受ケ議事ヲ筆記シ及文書計算ニ從事ス

○條約改正會議　各國全權委員は昨五日議外務省へ參集し午後二時より第十回の會議を開き同四時二十五分一回退散せり次回は來る九日に開く筈なり

○避病院入院患者數　東京府所管各避病院へ入院所列患者一週裏自十月二十七日至十一月二日左の如し

	入院	治療	死亡	治療中	患者百分死亡比例
臨時病院より持越患者	一九	八	一五	一八	一三
本所避病院	一七	一三	九	一〇	三七五〇
駒込避病院	一〇	七	五	一〇	一
大久保避病院	一	一	一	一	〇〇〇〇
合計	四七	二〇	一九	二五	二八三六

（以上本年十一月六日官報）

雜報

○九州鐵道　去月二十六日熊本縣知事富岡敬明氏の誘導によりて宇土郡三角築港へ出張せる安場福岡縣知事鎌田佐賀縣知事の一行には同日午前十一時ゐ三角浦へ着し兩縣知事及び隨行員い片岡の家ゑ投宿、富岡熊本縣知事山下書記官及び隨行員と鷗明舍に宿せ午飯の後三知事幷に山下書記官小山福岡縣土木課長末廣佐賀縣會計課長と一れボートに乘じ隨行員は端舟を浮べ港内を一覽し夜に入りて富岡知事は出張員一統を鷗盟舍に饗せ夜十時おろゑ至り各々宿所に歸りたり同夜來會せるは安場知事隨行員小山土木課長松田和七郎鎌田知事隨行員末廣會計課長同宇野茂村岡致遠石丸勝一伊丹文右衛門古賀彦藏の諸氏なり翌翌二十七日安場知事は隨行員と早朝より熊本に向け出發鎌田知事隨行員は朝飯後に富岡知事の一行は早晨より孰れも熊本ゐ向け出發あり三縣知事の一行は廿七日午後三時過二本木一日亭へ著し夫より鐵道會議第一會を開き後に至り懇親の宴と開きたる由

○耶蘇經典の增補改正　今度來國コウ ヲエルヲイの女學士數名にい耶蘇經典と增補改正せんとて已に之に着手したるゑ其目的は元來今の經典は男子の翻譯したるものあれば自から自分勝手のこともあるべきゑ由り原文ゑ就て檢閲と遂げ若しも誤譯のなる時は之を改正せるゑ在りといふ

○佛國と英國　近來佛國が英國に對して敵意を挾むこと實に甚しく佛人は英國の勢力をさへ滅却せば埃及も佛國の所有とゐるに至るべく何とか英國をして世界中駆逐せるの地なきに至らしむべしとの意氣込ゐるが間國が農ゐハーベット氏を伯林駐在公使に任ぜんとするも專ら此邊れ政黨より出たるものにして獨逸と同盟しく英國の動作を妨げんが爲めありといふ左れば彼のコューヘブリッヤ島の事件も近頃益々困難の場合に至れり元來佛國は英國と同じく外面には同島を占領すべ兎雖言を爲さゞれ共現在之を占有ゑて敢て引拂ふべき勢もあけば濠洲英領の人民は最早堪忍せる能はず本國の内心如何を聞いて將ゑ爲ゑ處あらんとゐる有樣なりといへり斯く佛國は頻りに英國の勢力と減殺せんと盡力すれども英國も又た空しく其謀ゑ陷るべきに非ゑば佛國と果して其希望を貫く事を得べきや大に慰べき事柄ありと去月十八日付巴聖よりの報ゐ見ゐたり

○佛國蠶糸撿査所　里昂在留領事大越成德氏より九月十七日付にて其の筋への報知に佛國アミヤン府には從來蠶糸綿糸等撿査所の設置ありし處今般其規則を改正し大統領に於て之を許可の上公布相成りたり蠶糸撿査所は各地方に國り其組織等多少の差異ありアミヤン府の撿査所の如況は地方税を以て其費用ゑ充て役員の進退等市長の權内に屬ゑ又其地の市會及商法會議所ゐ之に關係し例へは其内部規則の新設改正若くは撿査料增減等の義は先づ市會及商法會議所にて討議の上其地の縣令ゐ差出ゑ異議なる時は商務省の認可を經て初て實行せる事と得るあり又其設置の費用は市區税の内より支出し其組織等は前述の如く政府の許可と經る手續あれ共同府ゑて糸類を買賣せるゑは必ず撿査を要するゑ非ずゑて當業者の撿査所と異ゐるべき方確實ゐるべき當府の習慣と差異可し之を公布する府商法會議所の考の意見ゑ據り商務討議に附したるとは頗る簡單にして實と雖も織物尺度撿用する方法と異ゐ出する事多く且其所と設立せざる可害多くして互ゐ信かれざるゑ於てを業を實行し世人と買ゐ於て粗製品を苟物を數日間倉主ゑ返付し破談と考へらるゝあり好結果を生ずるを査器械の盛大なる て實際事務の障故に是れ等の點は信せるありとあり

○鶴の白毛　今度飾り毛と改正して鳥ゑ拘いらず純白し昨今は百目ゑ付て餘程議論もあり貪妻帶せんとする したる由又同宗は分れ居りしが其を提出しゐる者は未だ何れにも決

○道路取廣ゐ　通行便宜の爲め同正坂上迄六尺餘道議あるよし

○呉港の近況　第官と都合四十名内そ○同鎮守府建設港ゑ存在せる人家府建築官來港の準の止宿するあり或留めざるはゐし○宿人ゐり元來同地りしゑ今般鎮守府も工夫も一時に入なければ値ゐ六量り尤宿料は十四五酌の者と誠へんにて旅人は皆不便ミ居る官民の數に人夫の賃錢の如鎖位ゐるに同港はざる次第なり○なく實に不便極五十名の花頭樓に依頼越ゐるに其